京都市立芸術大学附属図書館内自習室における書架等調達・設置業務　仕様書

１　調達内容
物品調達の業務委託　ただし、搬入、据付、配線、調整作業を含む。

２　納品場所
京都市立芸術大学　Ｃ棟４階　附属図書館内自習室　（代表住所：京都市下京区下之町５７-１）

３　納入期限
令和９年１月３１日（日）
詳細なスケジュールについては、契約締結後に本学担当者と協議し、決定すること。

４　調達する物品に求める仕様
⑴ スチール製書架
ア　書架本体は、ＪＩＳ－Ｓ１０３９（書架・物品棚）製品と同等品以上のものであること。また、主要材料・部品は日本工業規格（ＪＩＳ）品又は同等品以上を使用すること。
イ　支柱外周寸法は、３５ｍｍから５８ｍｍの角型鋼管で逆T字型一体構造の単柱式とし、板厚が１．６ｍｍ以上あり、前後両面の細孔に２枚の袖板が掛けられるダブルハンバー方式であること。また脚部は、アジャスター機能付きで、床面調整が可能であること。
ウ　棚板は、スチール製とし板厚は１．０ｍｍ以上であること。
エ　各棚板は、上下移動可能で、棚段変更ピッチ（移動幅）は２５ｍｍ以下とすること。
オ　棚板耐荷重は、棚板Ｄ２４０ｍｍについては１段当たり６０ｋｇ以上とすること。
カ　本学の既存棚板１８０段分を再利用すること。なお、既存棚板のメーカーは日本ファイリング㈱製である。
キ　規模は下記のとおりとすること。
　Ａ　単式書架　３段１０連　　１台
　Ｂ　単式書架　６段９連　　１台
　Ｃ　複式書架　６段９連　　１台
ク　塗装は、メーカー標準色とし、揮発性有機化合物（ＶＯＣ）を含まない環境対応型の塗料を使用すること。
ケ　地震対策として、床及び壁に書架本体を固定すること。また、Ｃ書架については既存書架と上部にて頭つなぎをすること。
コ　参考商品・配置については、別紙の図面資料①を参照すること。
⑵ 鍵付収納庫
ア　収納庫①は、株式会社ナイキ（ＮＡＩＫＩ）の製品（品番：ＣＷＳ－０９１１ＨＧ－ＷＷ）又は同等以上の製品を採用すること。ただし、同等品以上の製品を採用する場合であっても、外寸は、Ｗ８９９ｍｍ×Ｄ４００ｍｍ×Ｈ１０５０ｍｍのものとする。
イ　収納庫②は、株式会社ナイキ（ＮＡＩＫＩ）の製品（品番：ＣＷＳ－０９１１Ｈ３－ＷＷ）又は同等以上の製品を採用すること。ただし、同等品以上の製品を採用する場合であっても、外寸は、Ｗ８９９ｍｍ×Ｄ４００ｍｍ×Ｈ１０５０ｍｍのものとする。
ウ　収納庫ベースは、株式会社ナイキ（ＮＡＩＫＩ）の製品（品番：ＣＷＳ－９００Ｂ－Ｗ）又は同等以上の製品を採用すること。ただし、同等品以上の製品を採用する場合であっても、外寸は、Ｗ８９９ｍｍ×Ｄ４００ｍｍ×Ｈ５０ｍｍのものとする。
エ　収納庫ベースの上に収納庫②を設置し、その上に収納庫①を積み重ね、転落及び落下を防止するため、各収納庫相互並びに収納庫ベースと確実に連結・固定すること。
オ　規模は下記のとおりとすること。
　収納庫①　　３台
　収納庫②　　３台
　収納庫ベース　　３台
カ　参考商品については別紙の図面資料②を、配置については別紙の図面資料①を参照すること。
⑶ コーナーライト
ア　コーナーライト①として、パナソニック製品（品番：ＸＦＸ４６０ＣＥＮ　ＬＥ９）又は同等品以上の製品を所定の取付位置に設置すること。設置にあたっては、取付方法を確認のうえ、確実に固定し、安全性及び機能性を確保すること。
イ　コーナーライト②として、パナソニック製品（品番：ＸＦＸ４３０ＣＥＮ　ＬＥ９）又は同等品以上の製品を所定の取付位置に設置すること。設置にあたっては、取付方法を確認のうえ、確実に固

定し、安全性及び機能性を確保すること。
ウ　規模は下記のとおりとすること。
　　コーナーライト①　　４台
　　コーナーライト②　　４台
エ　参考商品・取付位置については、別紙の図面資料③を参照すること。

5　諸条件
⑴ 搬入・設置（据付・調整）について
ア　製造前に、製造図面、製品の寸法等を、現地寸法に反映させた計画書を提出し、本学担当者の承諾を得ること。
イ　設置前に建屋取合い、設備取合い等の現場確認を行うこと。
ウ　搬入時期については、本学担当者と事前に協議のうえ、搬入作業前に、工程表を作成して本学担当者から承諾を得ること。
エ　搬入車両や搬入経路は、本学担当者と協議のうえ決定することとすること。
オ　搬入に当たっては、建物、施設及び他の機器に破損や汚損等の損害を与えないよう十分注意し、必要な養生を行うこと。搬入時等に、建物等に損害を与えた場合は、速やかに本学担当者に報告のうえ、原状復旧すること。また、その費用については負担すること。
カ　物品の梱包材等、納入に際して発生したゴミ等については、すべて納入業者が関係法令等に従い処理し、使用した室内及び共用部の清掃を行うこと。
⑵ LED 工事について
ア　本工事の実施にあたっては、建設業法をはじめ必要な法的資格等を保有しているものが契約書、仕様書に基づき履行すること。
イ　本工事は京都市立芸術大学の照明器具を増設する。原則として、既設照明器具を撤去のうえ、LED照明器具を設置する。増設に伴う配線等の延長及び、選定した器具による既存開口部との隙間や開口部の加工処理は本工事に含む。また、指定がない限り、照明器具は既設設置個所に設置し、「器具一覧」及び「参考図面照明器具配置図」と同等以上の品とする。なお、「参考図面照明器具配置図」に記載のとおり、既存の点灯グループを変更すること
ウ　受注者は、工事の履行上の管理を行う業務責任者を配置すること。また、建設業法第２６条の規定による電気工事に係る主任技術者又は監理技術者を配置すること。
エ　停電及び業務機能を停止する必要がある場合は、事前に担当者と協議し、了承を得たうえで事故、紛争等を防止すること。
オ　所行物及び第三者に与えた損傷または障害については、速やかに報告のうえ、受注者の責任において原状回復を行い、その費用については受注者が賠償すること。
カ　本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、双方協議のうえ決定する。
キ　工事開始前に更新対象となる照明の回路に不具合がある場合は、その是正工事も当該工事に含めること。
ク　新たに設置する照明器具及び設置作業に使用する雑材はすべて新品であること。
ケ　作業中は粉塵の飛敗に十分注意し、必要な養生を行うこと。
コ　工事完了後に、「出荷証明書」「取扱説明書及び保証書」「完了届」「施工写真が記載されて完成報告書」を提出すること。
⑶ 保証及び支援体制について
ア　完了検査後１年間は、通常の使用により故障した場合において、無償で点検・修理を行うこと。
イ　引渡し後は、機器の性能維持及び保守に対して万全なアフターサービス体制を確立し、引渡し時に本学担当者に連絡先一覧表を提出すること。また、故障発生時には迅速な対応を行い、修理依頼後は速やかに処置すること。
⑷ その他
ア　搬入、据付、配線、調整作業その他本契約の履行のために要する一切の費用は、本調達に含まれるものとする。
イ　本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合及び本仕様書に定めのない事項については、本学担当者と協議のうえ決定することとする。

6　その他
⑴「４　調達する物品に求める仕様」は、すべて必須の技術的要件であり、本学が必要とする最低限の要件を示している。また、「同等品」のものを採用する場合は、質問期間内にメーカー名・製品名・品番を示し、採用することについて本学の許可を得ること。
⑵ 入札機器は、入札時点で製品化されている機器を基に製造するものであること。